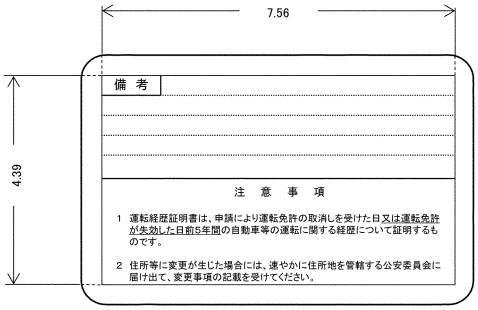
（裏）



備考　１　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

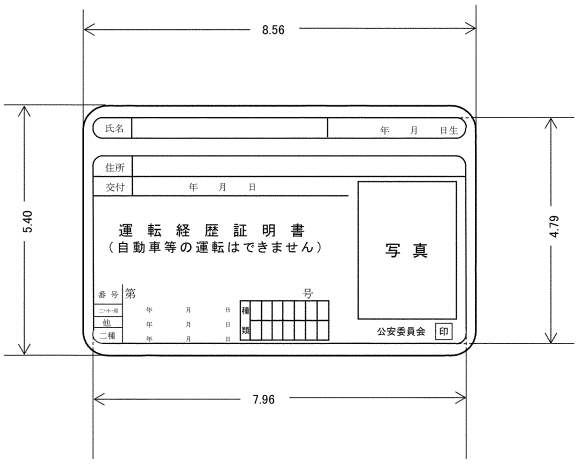
２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

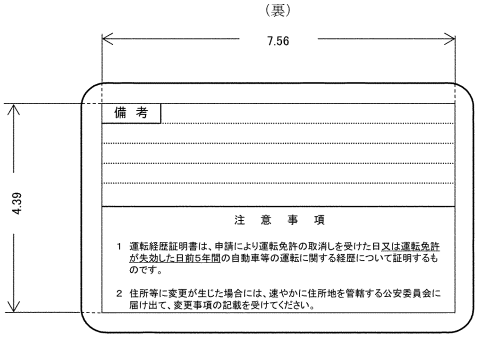
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の三の九（第三十条の九関係）

（表）



（裏）



備考　１　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

（表）

